

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

8

[令和5年]2023

No.352



藤原宮跡 はす



公益社団法人 奈良県トラック協会

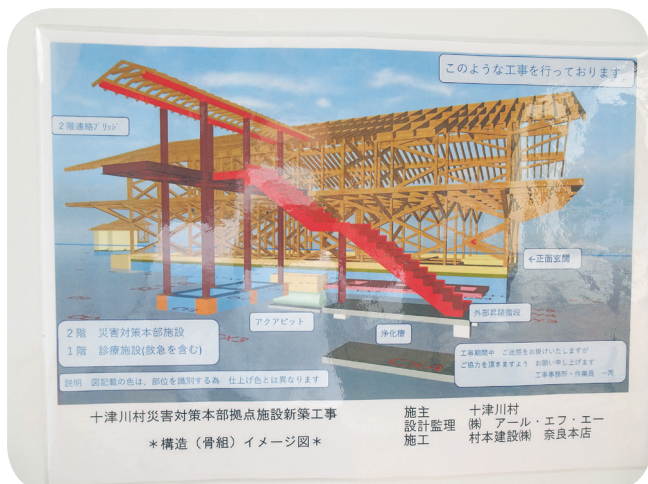
<https://narata.or.jp>

十津川村役場へ 災害対策啓発リーフレット

日：令和5年7月10日(月)
場所：十津川村役場

災害対策啓発リーフレット「避難レベル4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう」を十津川村役場に届けました。

庁舎前では、十津川村災害対策本部拠点施設新築工事が行われ、構造（骨組）のイメージ図が掲示されています。



▲写真左から西岡宏樹 防災対策課長、小川幸春 統括参事、松井良造 総務課長

十津川村役場へ 災害対策啓発リーフレット	…… 巻頭
災害物流専門家研修	…… 2
働き方改革セミナー	…… 4
自転車乗車用ヘルメット着用について	…… 6
自転車通学生に対する啓発用ミニのぼり旗について	… 7
奈良県警察本部へ 災害対策啓発リーフレット	…… 8
五條市役所へ 災害対策啓発リーフレット	…… 9
下市町役場へ 災害対策啓発リーフレット	…… 10
東吉野村役場へ 災害対策啓発リーフレット	…… 11

■ 厚生労働省から	クールワークキャンペーン	…… 12
------------------	--------------	-------

■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して	…… 14
	軽油価格調査集計表(2023年5月)	…… 15

■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには	…… 16
----------------	----------------	-------

■ 奈ト協から	8月・9月の行事(予定)表	…… 18
	お盆の休日のご連絡について	…… 19
	事業用自動車事故事例No.96	…… 20
	トラックの構造上の特性	…… 21
	KIT事業の案内	…… 22
	適正化事業・巡回指導報告書	…… 23

■ 国土交通省から	国土交通省からのお知らせ	…… 24
------------------	--------------	-------

■ 事故対から	事故対からのお知らせ	…… 26
----------------	------------	-------

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	…… 27
-------------------	---------------	-------

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	…… 28
--------------------	----------------	-------

■ 奈良県高速道路交通警察隊から	奈良県高速道路交通警察隊からのお知らせ	…… 29
-------------------------	---------------------	-------

	ダンプ部会 第19回無事故・無違反運動表彰式	…… 30
--	------------------------	-------

災害物流専門家研修

日時：令和5年6月29日(木) 午前10時～午後4時50分

30日(金) 午前9時30分～午後4時10分

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：11名 オブザーバー：2名

自治体との連携と役割分担が大切

東日本大震災以降、災害発生時に支援物資が円滑に被災者のもとへ届けられるよう「物流専門家」の必要性が自治体間で求められています。過去の災害時の反省から(公社)全日本トラック協会が、物流専門家に求められる能力や自治体との役割分担の在り方について知識やノウハウをテキストにまとめて、専門家の育成につなげています。

そのテキストに沿って6月29

日と30日の2日間、(公社)奈良県トラック協会で開催。会員11人が基礎、拠点、輸送、自治体対応の各部門について受講しました。講師は(株)NX総合研究所の高橋巨樹氏と佐伯剛氏。2日目の講義終了後には参加者に修了証を授与。今後、県のデータベースに「災害物流専門家」として登録されます。県から2名のオブザー

バー参加。主な研修の内容は以下の通りです。



基礎知識

過去の災害の教訓として、自治体の庁舎内に支援物資が滞留し、物資が要支援者のもとへスムーズに届けられなかったことがある。輸送面では燃料不足や道路情報の不足、自治体との連携不足、役割分担が不明確であったなど、様々な課題がある。支援物資の送り方には、被災者の要望に沿って物資を届ける「プル型支援」と、とにかく必要と思われるものを届ける「プッシュ型支援」がある。「災害物流専門家」は自治体の要請を受けて、主に自治体に対して物資拠点や輸送に係わる助言を行う。その際に自治体との対応や役割分担を明確にしておく必要がある。



▲講師の高橋巨樹氏

拠点編

災害物流専門家は物資拠点開設に向けて自治体への助言と拠点レイアウトの作成を担う。拠点ではトラックの出入口、面積、床荷重、高さ、必要な資材や機材を把握し、手配する。現場ではトラックの受付・誘導を行い、自治体との連携と役割分担を明



▲講師の佐伯剛氏

確にして、出荷等の指示、作業で混乱しないようにする。不動在庫や消費期限切れ物資、義援物資の取り扱いは自治体職員に任す。盗難対策、余震対策についても注意。メディアや議員への対応にも時間をとられることがあるので、専任のスタッフを確保しておきたい。

輸送編

自治体は輸送の指示を行い、災害物流専門家は指示に基づいて配車を行う。その際、発着地の荷役環境に留意して車両を選ぶ。自衛隊の車両は悪路走破能力は高いが、物資積載能力は低いので、そのことを頭に入れておく。通行可能ルートについては、「通れるマップ」等を活用する。発着地の荷役環境や使用車両の仕様を考慮して人員や使用資材等の荷役体制を決める。

自治体対応

一般的に自治体では統括、物資、物流の3つの部門に分けて支援物資関連体制を組む。災害物流専門家は物流部門で活動すると想定される。国と都道府県、市町村では役割が分かれており、物資の調達から避難所への配送まで一貫して管理する機関が存在しない。自治体との連携の上で、「帳票」は重要なツールとなる。手順と役割分担の整

理には積極的に協力し、必要と判断したら提案・助言を行う。輸送にかかる運賃・料金は早い時点で取り決めておく。可能なら平時に協議しておきたい。

グループ討議と演習

2日目の午後からは演習とグループ討議。輸送の原単価をも

とに必要な保管面積を算出し、物資拠点のレイアウト図を作成。2班に分かれてレイアウト

図を作成し、結果をグループ長が発表。



▲演習の結果発表

第1回 働き方改革セミナー

日時：令和5年7月11日(火) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：32名（オンライン参加14名を含む）

クラウド型の勤怠管理システムで業務を効率化



▲松岡憲司アドバイザー

自動車運送業者に対する時間外労働の上限規制が来年4月から始まるのを前に、労務管理のデジタル化の方策などをアドバイスする「第1回働き方改革セミナー」を奈良働き方改革推進支援センターとの共催で実施しました。セミナーでは同センターの支援を受け、業務の効率化で労働時間の削減に成功した会社の事例が紹介されました。

松岡憲司アドバイザーは、国が推進する働き方改革のポイントを解説。「少子高齢化により就労人口が減少する中、働き方



改革で魅力ある職場づくりに取り組むことが人手不足の解消につながる最良の手段」と強調。

事例発表では奈良県合同陸運(株)の奥田幸一社長が、同社への助言を担当した安岡香織センター長（社会保険労務士）の補足説明を受けながら松岡氏の質問に応える形で改革プロジェクトの経緯や成果などを報告。その概要は厚生労働省の「働き方改革取組事例集2022」に収載されています。

奈良労働局の古元寿専門監督官は、働き方改革のネックとなっている長時間の荷待ち時間

解消を目的に昨年末、同局に新設された「荷主特別対策チーム」について説明しました。



▲古元寿専門監督官

事例発表

働き方改革グッドプラクティス ～労務管理の適正化について～

奈良県合同陸運(株) 奥田社長の報告の要旨は以下の通りです。

長距離輸送主体で即戦力のドライバーが必要な弊社は、中途採用者が大半で短期間に離職するケースが多く、家業を継ぎ社長になって2年目の頃、定着率の改善が経営課題だと強く意識するようになりました。これが

支援センターにご相談させていただいた動機で、安岡先生からアドバイスを受け改革に取り組むことになりました。10年以上、手付かずだった就業規則の見直しや労働時間の管理、給与体系の改革などに踏み切ることになるのですが、その課程で安岡先生に『デジタコでは労働時間の管理はできない』と指摘を受け、

クラウド型勤怠管理システムの導入を決めました。弊社が導入したシステムは1人当たり500円と安価で、設定もマニュアルなしで行える優れものです。1分単位で労働時間を管理でき、給与システムと連携させることで管理業務の改善に絶大な威力を発揮しています。専任の労務スタッフひとり分の仕事をして



▲改革プロジェクトについて話す奥田社長

くれていると感じます。

今回の改革では社内に新たにチーム制（5人で組織）を導入し、班長を主軸にチームで人材育成をする体制に移行しました。チーム内の状況は月1回の会議で報告し、それを幹部で共有する仕組みになっています。

これによってドライバー同士の仕事の割り振りや休暇の調整が円滑に運ぶようになり従業員の連帯感も、より強まりました。

また、変形労働時間を1年単位から1か月単位に変更しました。1年単位は長距離輸送には不向きで残業代が嵩むばかりで

す。さらに有給休暇を入社と同時に取得できるようにしました。家庭を持つ中途入社のドライバーが多い職場環境なので従業員から喜ばれています。

労務管理のデジタル化によって無駄な労働時間を削減すると、従業員からは「給与が減る

のでは」と不安の声が聞かれます。弊社は手当て中心の給与体系を採用する会社でしたが、基本給に軸足を置いた今回の賃金体系の改革の中で、従来の手当て分の金額を給与体系の中で調整し、減額にならないよう配慮しました。



▲安岡香織センター長

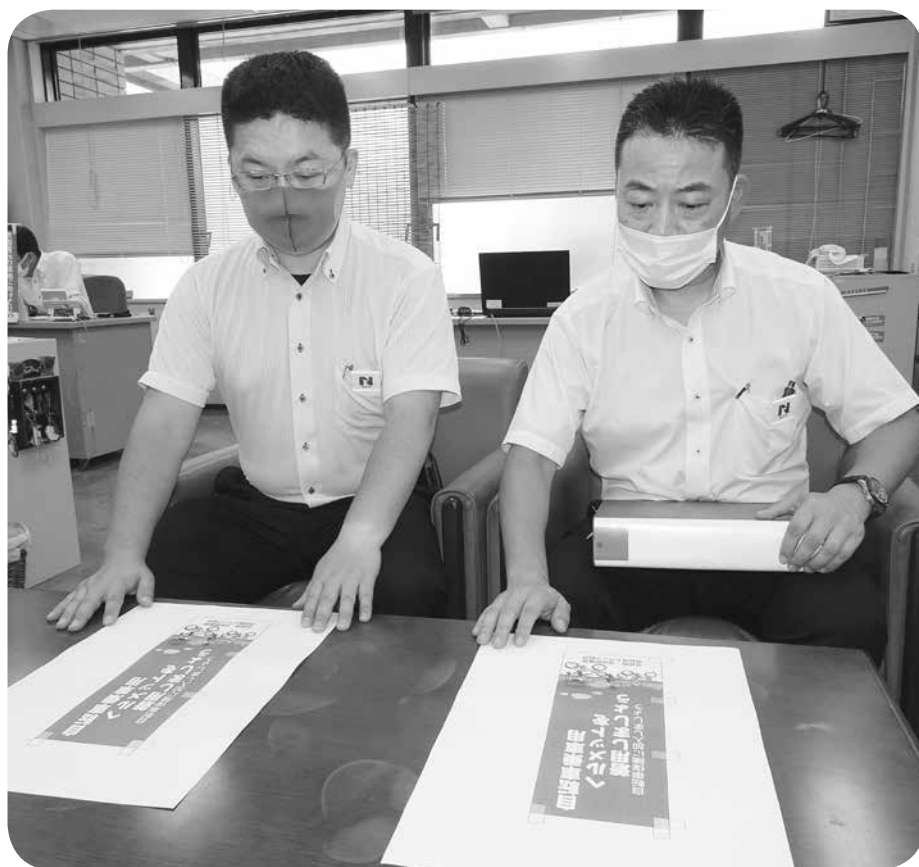
自転車乗車用ヘルメット着用について

日：令和5年7月13日(木)

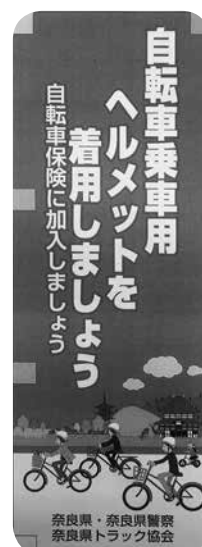
場所：奈良県警察本部 交通部 交通企画課

道路交通法改正により、本年4月1日から自転車を利用する全ての人は乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったことから、警察本部交通企画課より、ヘルメット着用促進に向けた啓発方法について指導がありました。

交通企画課の今谷 広人課長補佐は「過去5年間の統計を見ますと、自転車乗車中に交通事故で亡くなった方でヘルメットを着用していた人は0人でした。私の経験でも、車と自転車が衝突し、自転車が車の下敷きになったものの、ヘルメットを着用していたため助かったという交通事故を目の当たりにしたことがあります。県内のヘルメット着用率はいまだに低いですが、この旗がヘルメットの着用率向上の一助となり、悲惨な自転車交通事故が1件でも減ることを期待しています。」と話をされました。



▲写真右が今谷課長補佐



自転車通学生に対する啓発用ミニのぼり旗について

日：令和5年7月14日(金)

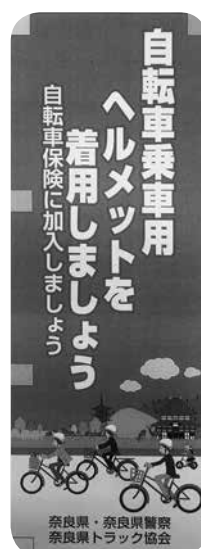
場所：奈良県安全・安心まちづくり推進課

令和5年4月1日から、自転車を利用する全ての人は乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったことから、自転車通学生に対する啓発方法について、県の担当課と意見交換を行いました。

その結果、「自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう 自転車保険に加入しましょう」とPRするオリジナルミニのぼり旗を作成することになりました。



▲写真右から安全・安心まちづくり推進課 山地 華苗 課長補佐、同課 前田典子主査



奈良県警察本部へ 災害対策啓発リーフレット

日：令和5年7月12日(水)

場所：奈良県警察本部

災害対策啓発リーフレット「避難レベル4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう」を奈良県警察本部に届けました。

奈良県警察本部では、田口 信光 警備部長が対応していただきました。

奈良県トラック協会の災害時緊急輸送対策事業で、県との協定に基づき派遣要請に対応出来るよう「災害物流専門家研修」を実施していること、奈良県防災総合訓練では緊急物資輸送訓練に従事していること等について報告・説明しました。



五條市役所へ 災害対策啓発リーフレット

日：令和5年7月14日(金)

場所：五條市役所

奈良県トラック協会五條支部（辰己 千里支部長）は、災害対策啓発リーフレット「避難レベル4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう」を下市町役場に届けました。

五條市役所では、平岡 清司五條市長が対応していただきました。



▲写真中央が平岡市長、左が中本 賢二 危機管理監、右が辻 佳孝 危機統括室次長

下市町役場へ 災害対策啓発リーフレット

日：令和5年7月18日(火)
場所：下市町役場

奈良県トラック協会吉野支部（櫻本 貴大 副支部長）は、災害対策啓発リーフレット「避難レベル4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう」を下市町役場に届けました。

下市町役場では、杵本 龍昭町長が対応していただきました。



▲写真左から杵本町長、櫻本副支部長、(株)大紀 清水 徹 代表取締役



東吉野村役場へ 災害対策啓発リーフレット

日：令和5年7月18日(火)
場所：東吉野村役場

奈良県トラック協会宇陀・吉野支部（裏 大二支部長）は、災害対策啓発リーフレット「避難レベル4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう」を東吉野村役場に届けました。

東吉野村役場では、鍵谷 典秀 副村長が対応していただきました。



▲写真左が鍵谷副村長



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイ カン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転が事業者に及ぼす影響

事業停止・信用失墜・経営破綻!!

飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。万一、ドライバーが飲酒運転をし、それを会社が容認していた場合や飲酒運転による事故を起こした場合、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合などは、事業停止や自動車使用禁止等の厳しい処分を受けることになり、社会的な信用も失墜して、経営に重大な影響を及ぼします。



事業停止
車両使用停止処分

飲酒運転に対する行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
3日間の事業停止

信用失墜 経営破綻

飲酒運転は会社のイメージを極端に悪化させ、荷主の信頼を失うだけでなく社会的信用も失墜して、経営破綻に繋がります。



飲酒運転の下命・容認と刑事処分

道路交通法第75条において、自動車の使用者（事業者等）や自動車の運行の管理を行う者（運行管理者等）は、飲酒運転や過労運転、過積載運転等を下命・容認してはならないと定められています。これに違反した場合には、下命・容認した事業者等や運行管理者等が懲役等の刑事処分を受けます。

軽油価格調査集計表(2023年5月)

令和5年6月26日現在
(公社)全日本トラック協会

2023年5月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	122.00	109.25	122.76

2023年5月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	118.57	108.78	124.31
出光昭和シェル	131.10	108.95	115.50
キグナス		107.40	
コスモ	117.05	108.28	119.40
その他	123.43	110.69	125.06

2023年5月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	122.34	109.66	123.00
30～50キロリットル未満	116.00	107.48	121.63
50～100キロリットル未満	119.10	108.76	
100キロリットル以上	139.50	108.49	

2023年5月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	122.13	109.73	117.73
30～60日未満	121.15	108.97	123.84
60日以上	138.50	111.18	

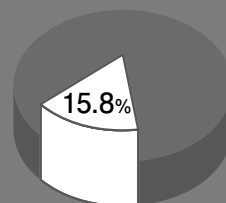
軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年1月	123.27	109.84	120.35
2023年2月	123.85	108.76	119.41
2023年3月	124.09	110.41	121.51
2023年4月	120.78	110.97	120.72
2023年5月	122.00	109.25	122.76

※消費税抜きの価格となります。

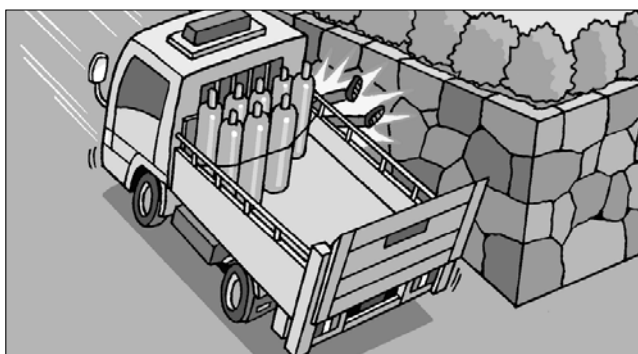
重大な労働災害を防ぐためには

4 トラックの
無人暴走による
死亡災害

トラックが無人暴走に至った原因を分析すると、トラックが動き出す可能性がある状態（パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど）で降車したことが大半でした。その一方で、ギアロックやパーキングブレーキ、輪止め、タイヤチェーンの装着など適切な措置を行っていても、降雪した坂道で逸走した例もありました。

事例

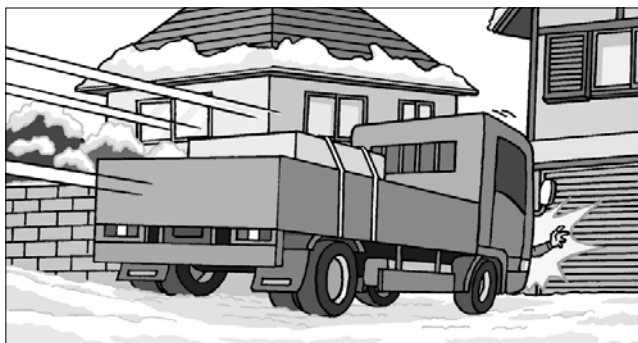
1

坂道で動き出した無人トラックを
止めようとして轢かれる（死亡災害）

被災者（ドライバー）は、傾斜のある道路（7～9度）に駐車させていた無人のトラックが後ろに動き出したため、止めようとして運転席に乗り込もうとしましたが、振り落とされた結果、トラックと石垣との間に挟まれました。なお、トラックを駐車させた際、エンジンは停止されていましたが、トラックのパーキングブレーキは緩く、ギアロックがされていなかったために、適切にブレーキが利いていない状態でした。

事例

2

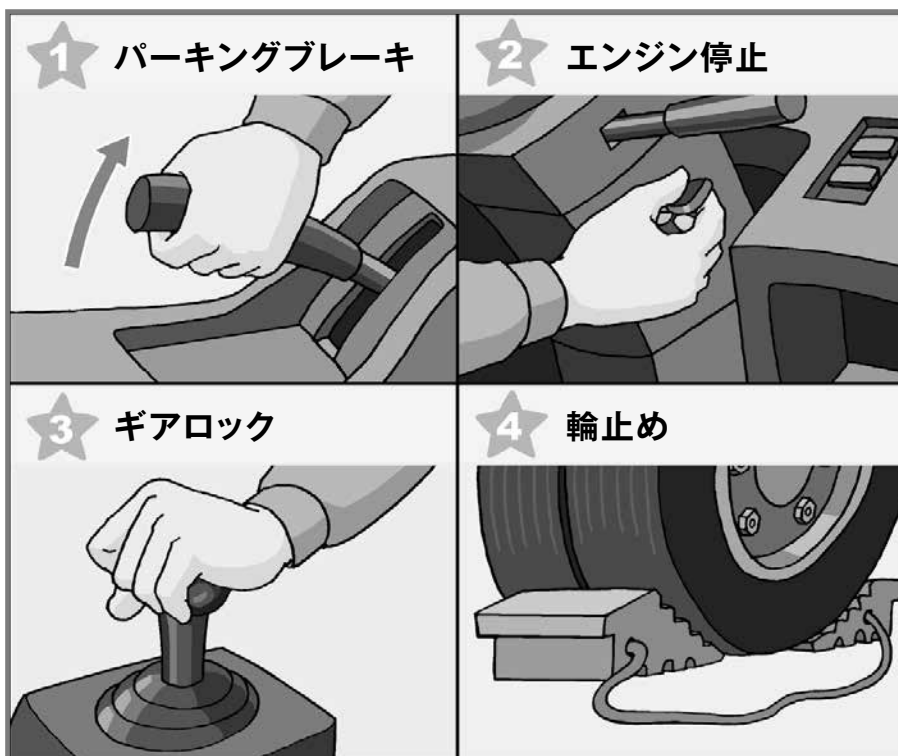
積雪路面で無人トラックが動き出し
住宅ガレージの支柱に挟まれる（死亡災害）

積雪し、傾斜のある道路（約10度）に停車させていた無人のトラックが前方に動き出したため、トラックの前にいた被災者（ドライバー）がトラックに押しやられ、住宅ガレージの支柱との間に挟まれました。なお、駐車時にはパーキングブレーキが適切に使用されていたほか、エンジンが停止され、ギアロックもされており、タイヤにはチェーンも装着されていました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

降車時には必ず逸走防止措置（「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の4点セット）を実施しましょう



ひとこと アドバイス

逸走した事例の多くは、適切な逸走防止措置が取られていなかったことで発生しています。ドライバーが降車する場合は平坦な場所にトラックを駐車させるようにするとともに、逸走防止措置の4点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。なお、寒冷地での待機中にエンジンをかけたままで車から離れた際に被災した事例もありましたので、十分に注意が必要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めましょう
- ▶ 停車時にトラックが動き出しても、止めるために車に近付くことは厳禁とし、周囲への警告を發しましょう
- ▶ 降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では原則として、停車させないようにしましょう



トラック協会・陸災防奈良県支部

8月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
3	木	12:00～	第291回理事会	奈良県トラック会館
5	土	13:30～	奈良県フォークリフト運転競技大会	奈良県トラック会館
6	日	13:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
8	火	13:30～	トラックドライバー競技会	奈良県トラック会館
18	金	13:30～	改正労働安全衛生規則等説明会	奈良県トラック会館

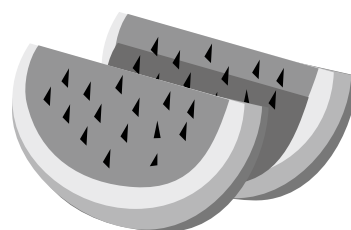
9月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
7	木	13:30～	過労死等防止対策セミナー	奈良県トラック会館
13	水	13:30～	第2回働き方改革セミナー	奈良県トラック会館
22	金	13:30～	指導・監督者育成講習会	奈良県トラック会館



お盆の休日のご連絡について

暑中お見舞い申し上げます。
 平素は協会業務にご理解とご協力を頂き、
 ありがとうございます。
 事務局もお盆休みを頂きますので、
 お知らせいたします。
 盆休日は下記のとおりです。
 あらかじめご了承くださいよう
 ご連絡申し上げます。



盆休日 ～事務局～
 令和5年8月12日(土)～15日(火)まで

《緊急連絡先》

緊急連絡先をご案内申し上げます。

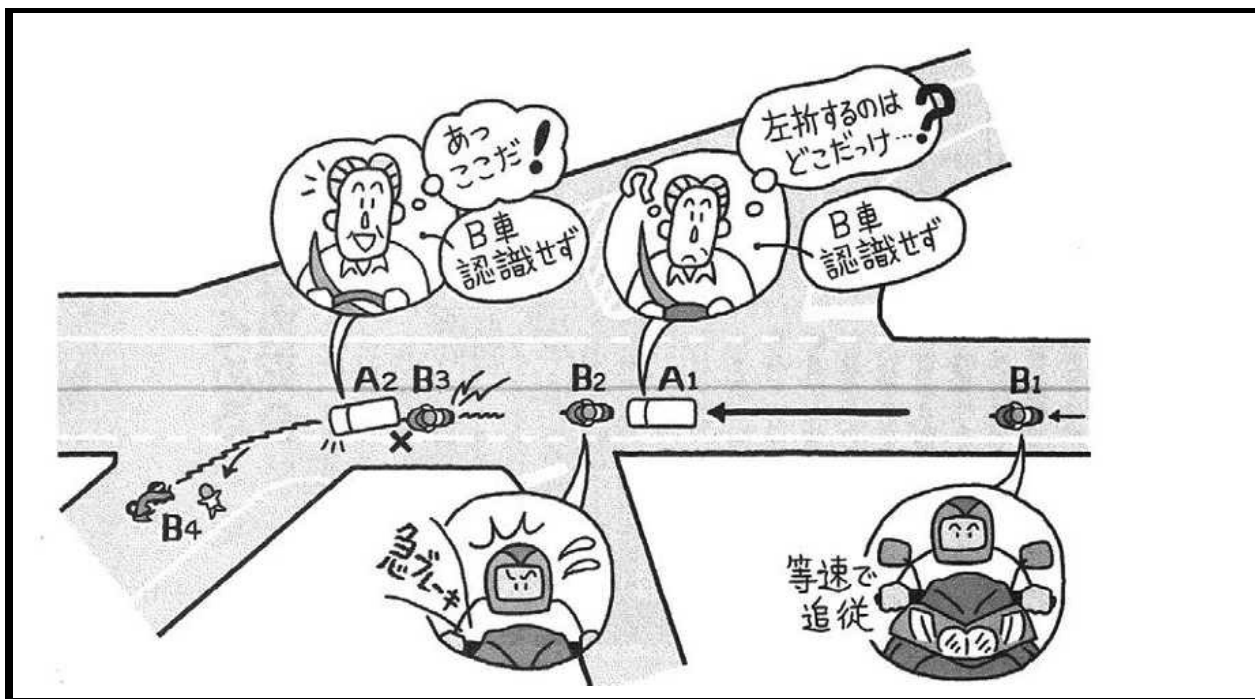
8月12日(土)	080-8941-9227	【協会携帯No.7】	大西
8月13日(日)	090-8758-6975	【協会携帯No.4】	岸本
8月14日(月)	090-7342-7715	【協会携帯No.1】	山村
8月15日(火)	090-1441-3878	【協会携帯No.6】	上村



奈良・針トラックステーション
 お盆の休日
 令和5年8月12日(土)～15日(火)まで

事業用自動車事故事例 No.96

(一般貨物) 普通貨物車と自動二輪車の合図遅れによる事故



事故類型：追突

発生日時：平日 昼過ぎ 晴れ

当事者A：普通貨物車 60歳代 男性

当事者B：自動二輪車 50歳代 男性

■ 事故の概要

Aはときどきしか通らず、道路状況にはあまり詳しくない片側1車線の道路を時速約50kmで走行し、以前一度だけ通ったことのある近道を通して帰ろうと、曲がり角を探しながら運転していました。そこは信号機のない変則交差点で、特に目立った目標物もないことを思い出し、前方の左脇道だけに集中していました。やっと左折予定の交差点を発見し、即座に減速し道路中央からウインカーを出すと同時にハンドルを切り一気に左折を開始しました。

Bは、道路中央付近を時速約50kmでA車の後方約30mを追従走行していました。現場交差点を直進予定で、A車も等速で進行していたので前方の状況をあまり気にせず運転していましたが突然A車のブレーキランプが点灯し、Bの進路を塞ぐように左折を開始してきたので慌てて急ブレーキを掛け、衝突を回避しようとしたのですがタイヤがロックしたため、スリップして傾きながらA車の後方荷台下あたりに追突し、転倒滑走しました。

■ 事故から学ぶ

Aが追従するB車の存在を確認しなかったことが事故の主な原因ですが、Bは前方の車両が「そのまま進むだろう」ではなく「左折するかもしれない」等の防衛運転を心がけ、事前の減速と十分な車間距離をとったうえでA車の動静に注視していれば追突を回避できた可能性があります。

不案内な道を走行する場合は、目標物ばかりに集中することとなり、ほかの車両の行動まで気が回らなくなります。左折する車両は、あらかじめできる限り道路の左側端に寄り、かつ徐行し、後方の安全を十分に確認しなければなりません。

トラックの構造上の特性

4 積載方法の基本

III

3 荷崩れしない積付け方法の基本

積付けの方法が悪いと走行中の振動・衝撃で積荷の移動・変形により隙間を生じ、ロープにゆるみが出て、荷崩れを誘発することになります。

積付けの方法は、ロープ掛けの効用を保持するために必ずしなければならない、荷崩れ防止の重要なポイントになります。

■各種の貨物を混載する場合

- ・軽い貨物の上に重い貨物を積重ねないようにします。
- ・鋭い角や突起物を持つ貨物は、他の貨物を損傷しないように当て物をして保護します。

■カートン・木箱等の数物の雑貨の場合

- ・前後左右の隙間をなるべく小さくするように、前方から整然と緊密に積付けます。
- ・荷扱い指示マークに従い積付け、その積載物に適した荷扱い器具を使用します。
- ・積重ねる場合、その積載物の外部包装が上積みする積載物の重量に十分耐えられるものであることを確認します。
- ・上積みする場合、中間にベニヤ板をはさんで重量の分散をするようにします。
- ・同一寸法のカートン・木箱貨物を積付ける場合、積重ねる段ごとに配列パターンを変えて積付けます。

(図1)

- ・パレット積みの場合、レンガ積みやピンホール積みが一般的です。(図2)
- ・カートン箱を積重ねる場合、中段にダンボール紙をはさみ込むと、カートンの圧損や変形も減り、横滑りに対する抵抗も増加します。

図1 交互積付けの例

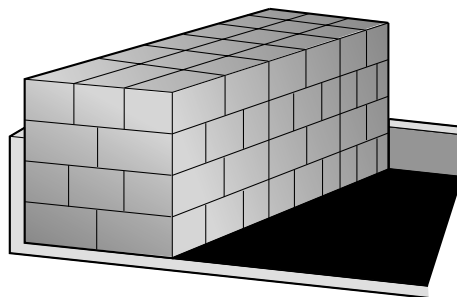
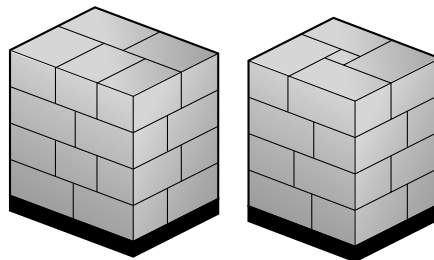


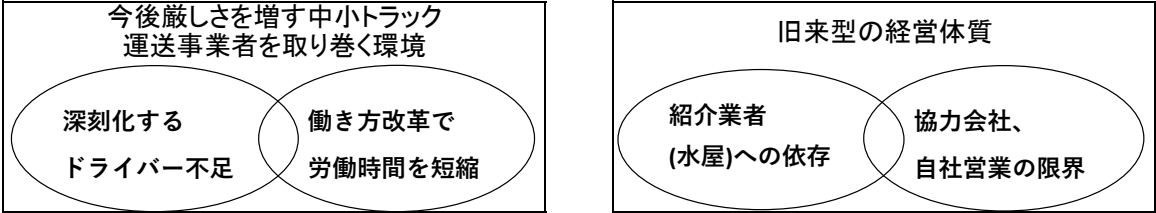
図2 パレットへの積付けパターン



K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内
キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2+」



WebKIT2+
がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・ 大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・ 明確な運賃
- ・ 回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 配車業務のシステム化
- ・ 配車担当者のスキル向上
- ・ 書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・ 帰り荷確保(実車率アップ)
- ・ 余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

＊＊運賃の集金は組合精算ですので安心です＊＊

＊運賃の支払いは45日サイトです。

＊軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃＜事例＞

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車
運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車
運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和5年	5月	6月
軽油	117円	120円

ENEOSウイング 軽油価格

令和5年	5月	6月
軽油	115円	119円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー / 三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
1L = 81～84円(令和5年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15
TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

適正化事業・巡回指導報告書(令和5年6月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和5年6月実施状況		令和5年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
8件	8件	4月	17件	8月	件	12月	件	32件
		5月	7件	9月	件	1月	件	
		6月	8件	10月	件	2月	件	
		7月	件	11月	件	3月	件	

令和5年6月実施結果									
調査事項							調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。					8	0	0.0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。					8	0	0.0%
		3. 自動車庫庫の位置及び収容能力に変更はないか。					8	0	0.0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。					8	0	0.0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。					8	0	0.0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)					3	0	0.0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。					8	0	0.0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。					8	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。					4	0	0.0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。					0	0	0.0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。					8	0	0.0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。					8	0	0.0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)					3	0	0.0%
III. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。					8	0	0.0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。					8	0	0.0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。					8	1	12.5%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					8	0	0.0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。					8	0	0.0%
		6. 過積載による運送を行っていないか。☆					8	0	0.0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。					8	1	12.5%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。					8	0	0.0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。☆					4	0	0.0%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					1	0	0.0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。					8	1	12.5%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。					2	1	50.0%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。					2	1	50.0%
IV. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					8	0	0.0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。					8	0	0.0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。					7	0	0.0%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。					8	0	0.0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。					8	1	12.5%
V. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。					5	0	0.0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。					7	0	0.0%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)					8	0	0.0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。					8	1	12.5%
VI. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。					8	1	12.5%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。					8	1	12.5%
VII. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。					8	0	0.0%
指導件数合計							254	9	3.6%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	6件	1件	件	1(1)件	件	件	8(1)件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	6件	1件	件	1(1)件	件	件	8(1)件

() は会員外の件数です

国土交通省からのお知らせ

2022年秋から全国で交付

大阪・関西万博
特別仕様ナンバープレート大阪・関西万博のワクワクを、
感動を、あなたの車に！2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）
の開催を記念した特別仕様（図柄入り）ナン
バープレートを、期間限定で全国の希望者へ
交付します。

期 間 限 定

申込受付開始日

令和4年 9月26日から

交付開始日

令和4年 10月24日から

交付終了日

令和7年 12月26日まで



自家用登録車



事業用登録車



自家用軽自動車

ご自分でWEBからお申込み

またはお近くのディーラー・整備工場等にご相談ください。

▶ WEBからのお申込みは

図柄ナンバー申込サービス

検索

<https://www.graphic-number.jp>

国土交通省

お申込み時のポイント



特別仕様ナンバープレート紹介ページ（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber_expo2025/



●自家用登録車、事業用登録車、自家用軽自動車で取り付け可能です。

※事業用軽自動車、二輪車は取り付け対象外です。

※字光式の特別仕様ナンバープレートはありません。



●新車・中古車の購入時だけでなく、現在お乗りの車も番号を変更することなく、特別仕様ナンバープレートに交換できます。

※一部、番号変更が必要な場合があります。

※交付期間終了後は交換・再交付（住所変更や破損等含む）はできません。

●特別仕様ナンバープレートの交付料金は地域により異なります。

※ディーラー・整備工場等へ特別仕様ナンバープレート交付のお申込みの代行を依頼する場合は、交付料金の他に申込代行の手数料等が発生することがあります。

●お申込み（入金確認）～交付まで2週間程度かかります。

●取り外したナンバープレートは、不正使用防止のための穴を開けた上で記念に保存することができます。

※不正使用防止処理には手数料がかかる場合があります。



登録自動車（自家用）

大阪599
さ 20-25



寄付して頂く場合



寄付しない場合

登録自動車（事業用）

大阪599
あ 20-25



寄付して頂く場合



寄付しない場合

軽自動車（自家用）

大阪589
ろ 20-25



寄付して頂く場合



寄付しない場合

交付料金に加えて、「大阪・関西万博の開催に関連した交通サービスの充実など」を支援する1,000円以上の寄付をしていただきますと、フルカラー版の特別仕様ナンバープレートが選択できます。

※寄付のない場合はモノトーン版のみになります。

自動車の区分を明確化すべく、フルカラー版・モノトーン版共に、事業用登録自動車は「緑色」、自家用軽自動車は「黄色」の枠取り等の塗色を施します。



自動車ユーザーの寄付で 大阪・関西万博の開催を支援

寄付金は、大阪・関西万博の開催に関連した交通サービスの充実などに使用されます。

事故対からのお知らせ

令和5年度 運行管理者等一般講習(動画視聴方式)追加開催のご案内



独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所

当支所が開催する運行管理者等一般講習について下記のとおり**追加開催**いたします。

1. 開催日・会場等 (実施会場を変更しておりますのでご注意ください。)

■ 一般講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場	申込開始日
令和 5年 9月11日(月)	貨物	自動車事故対策機構 奈良支所	令和5年8月1日
令和 5年 9月12日(火)			

- 受付時間は、9:10～9:50です。講習時間は、9:50～16:00頃です。

2. 申込開始日

令和 5 年 8 月 1 日 なお、定員に限りがございますので早めのお申し込みをお願いします。

3. 申込の方法

インターネットでのご予約をお願いいたします。

ご予約はこちらをクリック → [指導講習 予約申込ページ](#)

予約申込ページ URL → <https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user>

※ 予約にはメールアドレスが必要です。

※ メールアドレスがない等でホームページから予約ができない場合にはご相談ください。

4. 受講料

お一人様：3,200円（消費税・テキスト代を含む）

5. その他

本講習に関するお問い合わせは当支所あてをお願いします。 電話 0742-32-5671

なお、駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

貴社の選任運行管理者の受講歴を確認し、本年度の受講が義務づけられている方に、必ず受講させてください。なお、平成24年4月16日以降「新たに選任した運行管理者」であって、基礎講習受講履歴がない方に対しては、一般講習ではなく、基礎講習を受講させてください。また、運行管理者試験の受験資格を得たい方、補助者の選任要件を得たい方は基礎講習を受講してください。

※ 一般講習受講履歴の有無については、「運行管理者等指導講習手帳」にて確認してください。

近畿交通共済からのお知らせ

暑い夏、予防対策で事故防止を

事故防止コンクール実施中 8月1日(火)～12月31日(日)

その心がけが、未来を拓く。

当組合の事故発生状況については、昨年に続きじわじわと増加傾向にあります。

夏場は例年、事故が多発する時期です。暑さや睡眠不足による疲労がたまり、注意力散漫による前方不注意や、居眠り運転といった、不安全行動が現れやすく、交通事故が発生します。

注意したいのは熱中症です。運転中に熱中症で意識を失うと、正常な運転ができず、重大事故にもつながりかねません。適度な水分補給が非常に重要です。こまめに水を飲み、水分補給を怠らないようにしましょう。適度な休息を取り、帽子やエアコンなどを活用して体温を下げるのが重要です。

朝礼や点呼等を利用した健康チェックを強化しましょう。疲れたら「休憩を早めにとるように」と一言声をかけていただきますようにお願いします。

また、夏場はタイヤのパンクやバーストなどのトラブルが起こりやすい時期です。車両の点検にも注意をお願いします。

運転には適切な身体的・精神的な健康状態が必要です。十分な睡眠とバランスのとれた食生活で、暑さを乗り切ってください。

当組合では現在、令和5年度無事故コンクールを実施し、組合員・運転者が無事故に挑戦する運動を展開しています。

コンクールの5ヶ月間、無事故を達成された契約組合員（当組合に事故受付がない組合員）に、記念品を進呈いたします。また、コンクール期間内に対人・対物共済の事故率が共済平均以下で、その合計上位8地域を表彰いたします。



近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

7月15日現在

区 分	令和5年	令和4年	増減数	備 考
総件数	20,374 件	19,129 件	1,245 件	1日に約 104 件
人身事故件数	1,346 件	1,377 件	-31 件	1日に 7 件
死者数	12 人	17 人	-5 人	約16日に 1 人
負傷者数	1,642 人	1,606 人	36 人	1日に約 8 人
物損事故件数	19,028 件	17,752 件	1,276 件	1日に約 97 件

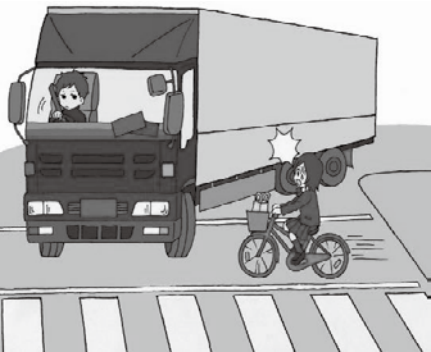
(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

7月15日現在

区 分	令和5年	令和4年	増減数
総件数	1,035 件	975 件	60 件
人身事故件数	63 件	71 件	-8 件
死者数	2 人	2 人	0 人
負傷者数	85 人	83 人	2 人
物損事故件数	972 件	904 件	68 件

(データは概数)



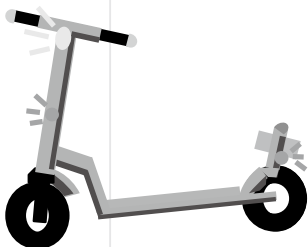
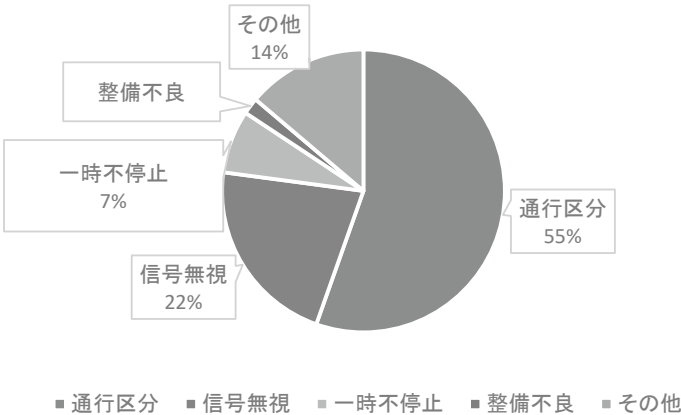
3 特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)について

電動キックボード等の特殊性

- タイヤが経が小さいため、低い段差で転倒する危険性
- 車体が軽いため風圧で転倒する危険性
- 車道で転倒すれば自動車に轢下される可能性が高い



電動キックボードの全国違反検挙件数(R3.9～R5.1)



電動キックボード等の特殊性や違反の特徴から、追い越し時の交通事故防止交差点での出会い頭事故に気をつけましょう！

奈良県高速道路交通警察隊からのお知らせ

**高速道路・自動車専用道路で
交通事故が多発しています****交通死亡事故が連続発生！****トンネル内は要注意**

トンネル内やその付近で、正面衝突や追突事故が発生しています。トンネル内での対向はみ出しは重大事故につながります。

安全な速度で十分な車間距離をとりましょう。

**トラブルが発生したら**

故障などのトラブルが発生した場合は

- ①ハザードランプを点灯し路肩停止
- ②発煙筒や停止表示器材を設置
- ③安全な場所へ避難
- ④避難してから110番通報

して、絶対に路上を歩き回らないでください。

**「人」に注意**

「人」がはねられる事故が発生しています。停止車両があれば、付近に「人」がいるかもしれません。

その付近を通行する際は「人」に注意を！！

**奈良県高速道路交通警察隊**

ダンプ部会 第19回無事故・無違反運動表彰式

奈良県警察本部 交通部長から表彰

日時：令和5年7月19日(水) 午後2時～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

部会員総数32名 出席27名（委任状20名を含む）



▲松井高志交通部長

第22回通常総会と第19回無事故・無違反チャレンジ運動120達成グループ表彰式



▲山口滋部会長

冒頭、山口滋部会長は「昨今、人材不足やドライバーの高齢化、またトラック業界の2024年問題等、今後ドライバーの待遇改善が喫緊の課題となってい

る。私たちは日常、一般道路を利用して大型ダンプトラックで土砂等を運搬しているので、輸送の安全を最重点課題として日々努力する」とあいさつ。第19回無事故・無違反チャレンジ運動120達成事業者への表彰式のあと、来賓の奈良県警察本部交通部長の松井高志氏は「表彰は、120日間、無事故・無違反を達成されたみなさんが、交通事故防止の重要性を深く認識し日々安全運転に取り組まれた努力のたまもの。深く敬意を表するとともに感謝申し上げる。また残念ながら目標を達成できな

かったグループもあるが、それぞれの方が真剣に取り組んで交通安全意識の向上につながったと考える。県下では昨日までに13名の方が、交通事故で亡くなっている。昨年よりは少なくなっているが、交通事故の総量が増加するなど厳しい状況が続いている。ダンプ部会のみなさんから、奈良県、そして全国に向けて、模範運転、安全運転を発信していただきたい」と祝辞を述べました。

このあと審議に入り、原案を承認しました。

審議事項は次の通りです。

第1号議案

令和4年度事業報告及び収支決算報告について 監査報告
⇒ 承認

第2号議案

令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
⇒ 承認

第3号議案

役員改選について ⇒ 承認

第19回無事故・無違反チャレンジ運動120 達成事業者（22社、29グループ）

1 グループ5人で編成し、グループ全員が「期間中の交通事故ゼロ・交通違反ゼロ」を達成するよう安全運転実践・運転のマナーアップに努めた。期間は令和4年11月1日～令和5年2月28日の120日間。

有限会社財本建材
昭栄運輸株式会社
城建材運輸
高田重機建設株式会社
有限会社龍田
藤秀建設株式会社
中島建材株式会社
株式会社中和営繕

有限会社平和運輸
株式会社やまのべ
西久運輸株式会社
有限会社丸本建材
株式会社上村組
田口開発株式会社
有限会社小松運輸
山本商事株式会社

有限会社吉村運輸
有限会社辰巳運輸
株式会社Line.T
池原運送有限会社
有限会社キクヨシ
株式会社大紀



トラック奈良 2023 年 8 月 第 352 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

新型コロナウイルス感染症 5種移行後の対応

基本的な感染防止策

新型コロナウイルスの特徴を踏まえた自主的な感染対策を心がけましょう。

「換気、消毒、距離、必要な場面でのマスク着用」が、
3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)の遮断に有効です